

会社法計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

(第127期)

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

岩井コスモ証券株式会社

代表取締役会長CEO 沖津 嘉昭

第127期 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	166,452	流 動 負 債	111,624
現 金 ・ 預 金	6,479	トレーディング商品	230
預 託 金	94,935	商品有価証券等	230
顧客分別金信託	89,500	デリバティブ取引	0
その他の預託金	5,435	信用取引負債	15,112
トレーディング商品	1,985	信用取引借入金	9,558
商品有価証券等	1,979	信用取引貸証券受入金	5,553
デリバティブ取引	5	有価証券担保借入金	3,396
約定見返勘定	699	有価証券貸借取引受入金	3,396
信用取引資産	52,284	預 り 金	45,950
信用取引貸付金	50,927	顧客からの預り金	39,624
信用取引借証券担保金	1,356	その他の預り金	6,326
有価証券担保貸付金	274	受 入 保 証 金	37,688
借入有価証券担保金	274	短 期 借 入 金	3,500
立 替 金	387	1年以内償還予定の社債	2,000
短期差入保証金	7,707	未 払 法 人 税 等	1,261
未 収 収 益	1,260	賞 与 引 当 金	1,437
その他の流動資産	447	その他の流動負債	1,046
貸 倒 引 当 金	△8		
固 定 資 産	4,905	固 定 負 債	2,284
有 形 固 定 資 産	1,650	社 債	2,000
建 物	285	資 産 除 去 債 務	279
器 具 備	1,024	その他の固定負債	5
土 地	329		
そ の 他	10		
無 形 固 定 資 産	125	特 別 法 上 の 準 備 金	535
ソ フ ト ウ ェ ア	125	金融商品取引責任準備金	535
そ の 他	0		
投 資 そ の 他 の 資 産	3,129	負 債 合 計	114,444
投 資 有 価 証 券	1,728	(純 資 産 の 部)	
長 期 差 入 保 証 金	714	株 主 資 本	56,266
繰 延 税 金 資 産	602	資 本 金	13,500
そ の 他	186	資 本 剰 余 金	13,371
貸 倒 引 当 金	△102	そ の 他 資 本 剰 余 金	13,371
		利 益 剰 余 金	29,394
		利 益 準 備 金	2,905
		そ の 他 利 益 剰 余 金	26,488
		繰 越 利 益 剰 余 金	26,488
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	646
		その他有価証券評価差額金	646
		純 資 産 合 計	56,913
資 産 合 計	171,357	負 債 ・ 純 資 産 合 計	171,357

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第127期 損 益 計 算 書

{ 2024年 4月 1日 から }
{ 2025年 3月 31日 まで }

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		25,752
受 入 手 数 料	9,697	
委 託 手 数 料	5,390	
引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	281	
募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	1,035	
その他の受入手数料	2,990	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	13,433	
金 融 収 益	2,605	
そ の 他 の 営 業 収 益	15	
金 融 費 用		232
純 営 業 収 益		25,519
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		16,851
取 引 関 係 費	2,120	
人 件 費	8,912	
不 動 産 関 係 費	1,427	
事 務 費	2,964	
減 価 償 却 費	702	
租 税 公 課	392	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3	
そ の 他	328	
営 業 利 益		8,667
営 業 外 収 益		197
営 業 外 費 用		47
経 常 利 益		8,818
特 別 損 失		0
金融商品取引責任準備金繰入れ	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		8,817
法人税、住民税及び事業税	2,412	
法 人 税 等 調 整 額	△68	
当 期 純 利 益		6,473

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第127期 株主資本等変動計算書

{ 2024年4月1日から
2025年3月31日まで }

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	13,500	13,371	2,625	23,094	25,720	52,592
当期変動額						
剰余金の配当			280	△3,080	△2,800	△2,800
当期純利益				6,473	6,473	6,473
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	280	3,393	3,673	3,673
当期末残高	13,500	13,371	2,905	26,488	29,394	56,266

	評価・換算 差額等	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	598	53,191
当期変動額		
剰余金の配当		△2,800
当期純利益		6,473
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	48	48
当期変動額合計	48	3,721
当期末残高	646	56,913

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 当社の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」(2006年2月7日 法務省令第13号)のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年 内閣府令第52号)および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(1974年11月14日 日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券等の評価基準および評価方法

(1) トレーディング商品に属する有価証券(売買目的有価証券)等の評価基準および評価方法

トレーディング商品に属する有価証券およびデリバティブ取引等の評価基準および評価方法については、時価法を採用しております。

(2) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準および評価方法

① その他有価証券

(i) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

(ii) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、組合決算の持分相当額を純額方式により当事業年度の損益として計上することとしております。

また、組合等がその他有価証券を保有している場合で当該有価証券に評価差額がある場合には、評価差額に対する持分相当額をその他有価証券評価差額金に計上することとしております。

② デリバティブ取引

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	3年~47年
器	具 備 品	4年~15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費につきましては、支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 収益および費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

主な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載しております。

6. 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

証券事故および金融先物事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項および「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条第1項に定めるところにより算出した額を計上しております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

【会計方針の変更に関する注記】

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取り扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当事業年度
受入手数料	
株券	5,360
債券	252
受益証券	4,018
その他	65
顧客との契約から生じる収益	9,697
その他の収益（注）	16,039
合計	25,737

(注) 「その他の収益」は、金融商品会計基準に基づくトレーディング損益および金融収益であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(受入手数料)

① 株券

主たる収益は委託手数料であり、主に株式等の売買注文の取次ぎから生じる手数料であります。顧客との契約に基づき売買注文を流通市場に取次ぐ義務を負っております。

履行義務は約定日等に充足されるため、当該一時点で収益を認識しております。

② 債券

主たる収益は引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料であり、有価証券の引受け・売出し（有価証券の買付けの申し込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等を行ったことにより発行会社等から受入れる手数料であります。発行会社等との契約に基づき条件決定日より顧客に取り次ぐ義務を負っております。

一般的に、条件決定日に引受責任を負う義務等を充足したとして、当該一時点で収益を認識しております。

③ 受益証券

主たる収益は募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料であり、有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行ったことにより引受会社等から受入れる手数料および受益証券の売買等を行ったことにより顧客から受入れる手数料であります。引受会社等との契約に基づき募集等申込日より顧客に取り次ぐ義務および顧客との契約に基づき受益証券の売買注文を委託会社に取り次ぐ義務をそれぞれ負っております。

一般的に、募集等申込日に販売等の義務を充足したとして、当該一時点で収益を認識し、受益証券等で売買形式による場合は委託手数料に準じて認識しております。

また、その他の受入手数料に含まれる投資信託の運用、管理により生じる委託者報酬および代行手数料は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合を日々収益として認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報
顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権の残高（期首残高）	1,298
顧客との契約から生じた債権の残高（期末残高）	1,217

なお、上記顧客との契約から生じた債権の残高に含まれる「投資信託の信託報酬に係る未収収益」の期末残高は457百万円（期首残高は454百万円）であります。

【会計上の見積りに関する注記】

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

602 百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上に際しては、回収可能性の判断において、将来の一時差異解消時期および課税所得の発生見込額を合理的に見積っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

過去（3年）および当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得は、市場動向に左右される業界特有の収益構造にあるものの、安定的に課税所得を計上しております。市場環境の見通しについて、米国経済の先行きはトランプ大統領による関税引き上げ等の保護主義政策が世界経済の成長を阻害する懸念があるものの、経済全般においては、半導体投資やIT企業の成長期待が経済をけん引すると見込まれます。また、国内においても、日銀の利上げ

動向や夏の参院選など不透明な要因があるものの、堅調な国内企業業績や賃上げ効果による経済の好循環が景気を下支えすると見込まれます。こうした状況を反映して、中長期的に日米の株価が堅調に推移することを仮定し、経営環境に大きな変化が生じないことを踏まえ、当社グループの課税所得は、引き続き安定的に生じるものと見込んでおります。加えて、過去（3年）の事業年度においても重要な税務上の欠損金は生じていないことから、当社は企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の「分類2」に該当するものと判断します。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

投資有価証券 488 百万円

上記に対応する債務は次のとおりであります。

信用取引借入金 9,558 百万円

上記のほか、信用取引借入金の担保として受入保証金代用有価証券 7,984 百万円、信用取引の自己融資見返り株券 2,247 百万円、先物取引証拠金等の代用として投資有価証券 711 百万円、信用取引の自己融資見返り株券 2,563 百万円、取引所の信託金の代用として投資有価証券 32 百万円を差し入れております。

2. 担保等として差し入れた、又は受け入れた有価証券等の時価額

(1) 担保等として差し入れた有価証券等の時価額

信用取引貸証券 5,543 百万円

信用取引借入金の本担保証券 8,970 百万円

消費貸借契約により貸し付けた有価証券 3,124 百万円

長期差入保証金代用有価証券 32 百万円

差入証拠金代用有価証券 3,275 百万円

差入保証金代用有価証券 10,720 百万円

その他担保として差し入れた有価証券 1,313 百万円

(2) 担保等として受け入れた有価証券等の時価額

信用取引貸付金の本担保証券 45,235 百万円

信用取引借証券 1,287 百万円

消費貸借契約により借り入れた有価証券 252 百万円

受入証拠金代用有価証券 1,291 百万円

受入保証金代用有価証券 155,652 百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 2,095 百万円

4. 当社は、関係会社の資金需要に応じるため、関係会社に貸付枠を設定しております。

貸付枠の総額 3,500 百万円

貸出実行高 - 百万円

差引貸出未実行残高 3,500 百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 15 百万円

販売費・一般管理費 73 百万円

営業取引以外の取引による取引高 0 百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式 40,000,000 株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月20日 取締役会	普通株式	2,320百万円	58円	2024年3月31日	2024年6月3日
2024年10月25日 取締役会	普通株式	480百万円	12円	2024年9月30日	2024年11月22日

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,800百万円	70円	2025年3月31日	2025年6月6日

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払費用	131百万円
賞与引当金	439百万円
資産除去債務	87百万円
減価償却超過額	90百万円
退職給付引当金	51百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	35百万円
金融商品取引責任準備金	168百万円
その他	235百万円
繰延税金資産小計	1,239百万円
評価性引当額	△321百万円
繰延税金資産合計	917百万円

(繰延税金負債)

建物(資産除去債務)	△28百万円
その他有価証券評価差額金	△287百万円
繰延税金負債合計	△315百万円
繰延税金資産の純額	602百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両および事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引業を中核とする事業活動を行っており、具体的には、取引所金融商品市場における有価証券の売買等の取次ぎを行う委託売買業務、有価証券の売買等を行う自己売買業務、有価証券の引受け等を行う引受業務、有価証券の募集若しくは売出しの取扱い業務など、金融商品取引法に規定する金融商品取引業およびそれに付随する業務を主たる業務として事業活動を行っております。

これらの事業を行うため、当社では、市場リスクおよび信用リスクのある金融資産・負債を保有することがあり、それらの資金につきましては、主として自己資金により充当しております。一方、資金運用につきましては、自己の計算に基づくトレーディング業務を行っており、また一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。

当社の金融資産と金融負債との間に関連があるものとして、信用取引貸付金と信用取引借入金との間に、信用取引借証券担保金と信用取引貸証券受入金との間に関連があります。これは、信用取引に係る顧客への金銭又は有価証券の貸付けにおいて、貸借取引等を通じて証券金融会社から金銭又は有価証券の借り入れを行っていることによるものであります。

また、顧客分別金信託と顧客からの預り金および受入保証金との間に関連があります。これは、金融商品取引法の規定に基づき、顧客から預託を受けた金銭は自己財産と分別して管理し、顧客分別金信託として信託会社等に信託しなければならないことによるものであります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、現金・預金、預託金、トレーディング商品、信用取引資産、有価証券担保貸付金、短期差入保証金および投資有価証券等であります。

預金は、預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また、外貨建預金は為替の変動リスクに晒されております。

預託金は大半が顧客分別金信託であります。顧客分別金信託は、金融商品取引法第43条の2第2項に基づき顧客から預託を受けた金銭を信託会社等に信託しているものであり、信託法により信託財産の独立性が確保されております。

トレーディング商品は、顧客等との相対取引又は取引所での自己売買取引によりトレーディング商品として保有している株式・債券等の有価証券であり、それぞれ発行体の信用リスク、為替の変動リスクおよび市場価格の変動リスクならびに金利の変動リスクに晒されております。

信用取引資産のうち信用取引貸付金は、顧客の信用取引に係る有価証券の買付代金相当額であり、その担保として顧客から買付有価証券および委託保証金を受け入れておりますが、急激な株式相場下落等に伴い顧客に損失金等が発生した場合に顧客が委託保証金の追加差し入れに応じないことなどによって当該貸付金が回収できなくなる顧客の信用リスクに晒されております。また、信用取引借証券担保金は、貸借取引により証券金融会社等に差し入れている借証券担保金であり、当該取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券担保貸付金は、株券貸借取引の消費貸借契約に基づき借り入れた有価証券の担保として当該取引相手方へ差し入れている取引担保金であり、当該取引相手方の破綻等により差入担保金が回収できなくなる当該取引相手方の信用リスク、また、当社の財務状況の悪化等により借り入れた有価証券を返済できなくなる流動性リスクに晒されております。

短期差入保証金は、大半が顧客から預託を受けた先物・オプション取引の委託証拠金、外国為替証拠金取引の取引証拠金等の金銭を取引所等へ預託しているものであり、これら取引所等において分別管理されております。

投資有価証券は、主に国内株式であり、純投資目的および事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債の主なものは、トレーディング商品、信用取引負債、有価証券担保借入金、預り金および受入保証金であります。

トレーディング商品は、顧客等との相対取引または取引所での自己売買取引によりトレーディング商品として保有している株式・債券等の有価証券であり、それぞれ発行体の信用リスク、為替の変動リスクおよび市場価格の変動リスクならびに金利の変動リスクに晒されております。

信用取引負債のうち信用取引借入金は、証券金融会社等からの貸借取引に係る借入金であり、急激な株式相場の急落による差入担保価値の下落や当社の財務状況の悪化等により返済できなくなる流動性リスクに晒されております。また、信用取引貸証券受入金は、顧客の信用取引に係る有価証券の売付代金相当額であり、担保として顧客から委託保証金を受け入れておりますが、急激な株式相場の上昇等に伴い顧客に損失金等が発生した場合に顧客が委託保証金の追加差し入れに応じないことなどによって当該貸付有価証券が回収できなくなる顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券担保借入金は、株券貸借取引の消費貸借契約に基づき貸し付けた有価証券の担保として当該取引相手方より受け入れている取引担保金であり、当該取引相手方の破綻等により差入有価証券が回収できなくなる当該取引相手方の信用リスク、また当社の財務状況の悪化等により借入金を返済できなくなる流動性リスクに晒されております。

預り金のうち顧客からの預り金は、有価証券の売買等に伴う顧客からの一時的な預り金であり、金融商品取引法に基づき信託会社等に信託しており、信託法により信託財産の独立性が確保されております。

受入保証金は、顧客から受け入れた信用取引の委託保証金、先物・オプション取引の委託証拠金、外国為替証拠金取引の取引証拠金等であります。これらについては、顧客分別金信託もしくは顧客区分管理信託として信託会社に信託、あるいは、取引所に直接委託しております。

デリバティブ取引は、自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務における株価指数の先物取引やオプション取引、国債証券の先物取引や先物オプション取引といった取引所におけるデリバティブ取引および顧客との取引に対応するための為替予約取引であり、為替の変動リスクおよび原証券の市場価格の変動リスクならびに金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に対するリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、「総合リスク管理の基本方針」に基づき「市場リスクおよび取引先リスクの管理規程」を制定し、信用リスクについては「取引先リスク管理マニュアル」等に基づき管理しています。

個別与信を行う場合は、事前に審査を行ったうえで社内格付けを基準とした与信限度額を定め、与信残高が与信限度額内に収まっているかどうかをリスク管理室が毎日モニタリングしております。

取引先リスクについては、自己資本規制比率の算出に係る法令に従い取引先リスク相当額を毎日算出のうえ、取締役等に報告しております。保有している国内外債券等の発行体の信用リスクについては、債券残高を通貨別・格付別に毎日集計し、モニタリングすることで管理しております。信用取引においては、顧客への与信が発生いたしますが、担保として定められた委託保証金を徴収し厳正な管理をしております。

② 市場リスクの管理

(i) 市場リスクの管理体制

当社は、「総合リスク管理の基本方針」に基づき「市場リスクおよび取引先リスクの管理規程」を制定し、市場リスクについてはトレーディング業務で保有する金融商品を対象として「市場リスク管理マニュアル」に基づき管理しています。管理の体制としては、取締役会で定められた「自己資本規制比率の運営方針」に基づき、リスク管理担当取締役が商品本部等に市場リスク枠を設定し、市場リスクの額が枠内にて運営されているかどうかをリスク管理室がモニタリングし、取締役等に毎日報告しております。

また、投資有価証券の保有について、個別案件ごとに取締役会で決定しております。なお、投資有価証券の市場リスクの管理については、「投資有価証券の管理に関する規程」に基づき行っております。

上記のトレーディング業務で保有する金融商品と投資有価証券の市場リスクについては、「VaR (バリューアットリスク)」等の統計的手法による定量的分析は実施していませんが、自己資本規制比率の算出において用いられる「標準的方式」に従い市場リスク相当額を算出し、モニタリングしております。また、「標準的方式」によっては把握できない可能性がある、稀に発生する市場の急激な変動時のリスクについては、株価、金利および外国為替について、過去の相場急変をシナリオとしたストレステストを毎月実施し、リスクの把握に努めております。

なお、「損失限度枠」については、毎期取締役会で定め、リスク管理室がモニタリングし、取締役等に毎日報告しております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

イ. 株価リスク

株価リスクの影響を受ける主な金融商品は、「商品有価証券等」のうちの株式等、「デリバティブ取引」のうちの先物取引およびオプション取引、ならびに投資有価証券であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合で、2025年3月末の国内外の上場株式の株価および株価指数（以下「株価等」という。）が10%上昇した場合、当該金融資産の純額（資産側）は122百万円増加するものと考えられます。反対に、株価等が10%下落した場合、当該金融資産の純額（資産側）は122百万円減少するものと考えられます。

ロ. 金利リスク

金利リスクの影響を受ける主な金融商品は、「商品有価証券等」のうちの債券、「デリバティブ取引」のうちの先物取引およびオプション取引であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2025年3月末現在の金利が1%上昇すれば当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は、23百万円減少するものと考えられます。反対に、金利が1%低下すれば当該金融資産の純額（資産側）の時価は、25百万円増加するものと考えられます。

ハ. 為替リスク

為替リスクの影響を受ける主な金融商品は、「商品有価証券等」のうちの外国株券、外貨建債券等、「デリバティブ取引」のうちの為替予約取引、「現金・預金」のうちの外貨建預金、「預託金」のうちの外貨建預託金および「預り金」のうちの外貨建預り金であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2025年3月末現在の円が他の通貨に対し3%上昇すれば、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は、9百万円減少するものと考えられます。反対に、円が他の通貨に対し3%下落すれば、当該金融資産の純額（資産側）の時価は、9百万円増加するものと考えられます。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社においては、財務部が「流動性リスク管理規程」に基づき毎日綿密に資金管理を行い、取締役等に報告しております。また、リスク管理室では、流動性に関する動向を管理するため資金運用と調達の構成をモニタリングする資料を毎日作成し、取締役等に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なることがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（注2）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預託金	94,935	94,935	-
(2) トレーディング商品	1,979	1,979	-
① 商品有価証券等	1,979	1,979	-
(3) 信用取引資産	52,284	52,284	-
① 信用取引貸付金（※1）	50,927	50,927	-
② 信用取引借証券担保金	1,356	1,356	-
(4) 有価証券担保貸付金	274	274	-
(5) 短期差入保証金	7,707	7,707	-
(6) 投資有価証券	1,332	1,332	-
資産 計	158,514	158,514	-
(1) トレーディング商品	230	230	-
① 商品有価証券等	230	230	-
(2) 信用取引負債	15,112	15,112	-
① 信用取引借入金	9,558	9,558	-
② 信用取引貸証券受入金	5,553	5,553	-
(3) 有価証券担保借入金	3,396	3,396	-
(4) 預り金	45,950	45,950	-
(5) 受入保証金	37,688	37,688	-
負債 計	102,378	102,378	-
デリバティブ取引（※2）			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	-
② ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引 計	1	1	-

（※1）信用取引貸付金に対応する一般貸倒引当金5百万円は控除しておりません。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 預託金

時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。外貨建預託金は、決算日の直物為替相場により円換算しております。

(2) トレーディング商品

① 商品有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、国内債券は取引所の価格または日本証券業協会が公表する価格等によっております。また、外国債券は、各国国債については業者間取引価格等、それ以外についてはスワップレートおよび格付等発行体の信用力を勘案して算出した価格等によっております。

商品有価証券等において、当事業年度の損益に含まれた評価差額は、△50百万円であります。

(3) 信用取引資産

① 信用取引貸付金

信用取引貸付金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

② 信用取引借証券担保金

信用取引借証券担保金は、証券金融会社から貸借取引で借入れた有価証券の価額に相当する金額を証券金融会社に担保として差し入れ、借り入れた有価証券の価額を毎日値先いにより更新差金の授受を行っており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券担保貸付金、(5) 短期差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

① 満期保有目的の債券はありません。

② 当事業年度において、その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものについて、減損処理を行ったものはありません。また、その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものについて、当事業年度における売却額ははありません。

③ 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

負債

(1) トレーディング商品

① 商品有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、国内債券は取引所の価格または日本証券業協会が公表する価格等によっております。また、外国債券は、各国国債については業者間取引価格等、それ以外についてはスワップレートおよび格付等発行体の信用力を勘案して算出した価格等によっております。

商品有価証券等において、当事業年度の損益に含まれた評価差額は、20百万円であります。

(2) 信用取引負債

① 信用取引借入金

信用取引借入金は、証券金融会社に担保として差入れた有価証券の価額に相当する金額を証券金融会社から借り入れ、差し入れた有価証券の価額を毎日値先いにより更新差金の授受を行っており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

② 信用取引貸証券受入金

信用取引貸証券受入金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券担保借入金

有価証券担保借入金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(4) 預り金、(5) 受入保証金

これらは決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額または契約において定められた元本相当額、時価および評価損益は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種 類	契 約 額 等	時 価	評 価 損 益
債券先物取引	694	2	2
為替予約取引	2,174	(1)	(1)
合 計	2,869	1	1

(※1) デリバティブによって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(※2) 時価の算定方法は以下のとおりであります。
 債券先物取引…主たる取引所が定める清算値段
 為替予約取引…先物為替相場によっております。

② ヘッジ会計が適用されているもの
 該当事項はありません。

(注2) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6)投資有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合への出資金(※1)	395

(※1) 投資事業有限責任組合への出資金については、時価算定適用指針第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の当事業年度決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	6,479	-	-	-	-	-
預託金	94,935	-	-	-	-	-
信用取引資産	52,284	-	-	-	-	-
有価証券担保貸付金	274	-	-	-	-	-
短期差入保証金	7,707	-	-	-	-	-
合 計	161,681	-	-	-	-	-

(注4) その他の有利子負債の当事業年度決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
信用取引借入金	9,558	-	-	-	-	-
有価証券担保借入金	3,396	-	-	-	-	-
合 計	12,955	-	-	-	-	-

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
トレーディング商品				
商品有価証券等				
株式	123	－	－	123
債券	1,432	423	－	1,856
デリバティブ取引				
債券	2	－	－	2
為替	－	3	－	3
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,332	－	－	1,332
資 産 計	2,891	427	－	3,319
トレーディング商品				
商品有価証券等				
株式	230	－	－	230
デリバティブ取引				
債券	－	－	－	－
為替	－	5	－	5
負 債 計	230	5	－	235

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

トレーディング商品および投資有価証券

上場株式、国債、地方債および社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式および国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社が保有している特殊債は、市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

債券先物取引の時価は、主たる取引所が定める清算値段により算定しており、レベル1の時価に分類しております。また、為替予約取引の時価は、先物為替相場によっており、レベル2の時価に分類しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
親会社	岩井コスモ ホールディングス 株式会社	被所有 直接100%	役員の兼任	配当金の支払い (注)	2,800	－	－

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 当社の配当は、親会社の配当の基本方針であります「安定的な配当の継続を重視したうえで、業績に応じた利益還元」に基づき、当期の業績を勘案し、当社の取締役会において決議しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	1,422円83銭
1株当たり当期純利益	161円85銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

資産除去債務の注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

営業店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務、事業用設備の撤去時における原状回復費用に関して、資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該契約の期間及び設備の耐用年数等を勘案し、使用見込期間を0～39年と見積り、割引率は0～2.376%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高	277 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2 百万円
時の経過による調整額	4 百万円
資産除去債務の履行による減少額	△5 百万円
当期末残高	279 百万円